

# 違反事例（誇大広告） 1

※実際に違反となるか否かについては、広告内容を総合的に判断しますので、参考例として御使用ください。

➤ 化粧品については、通知※で示された**56項目の内容以外の広告は不可**（メーキャップ効果、使用感除く）

※平成23年7月21日付け薬食発0721第1号厚生労働省医薬食品局長通知「化粧品の効能の範囲の改正について」

## 化粧品

### ◆ シワ予防・解消、タルミの解消等の表現は不可

⇒「乾燥による小じわを目立たなくする」は通知の範囲のため可



### ◆ 「傷んだ髪が回復、蘇る」、「髪の本質から改善」等の表現は不可



### ◆ 「シミ・ソバカスが消える・薄くなる・出来にくい肌に」、「ニキビ痕・炎症痕の黒ずみ」等の表現は不可

⇒医薬部外品として承認された効能が「メラニンの生成を抑え、しみ、そばかすを防ぐ」であれば、その範囲であれば可  
⇒（洗浄により）ニキビ、アセモを防ぐ（洗顔料）は通知の範囲のため可



### ◆ 「快方」、「治る」、「治療」、「発毛」、「再生」、「デトックス」等の表現は不可

⇒これらは医薬品の表現であることから不可



### ◆ 痩身表現は不可（スリミング、ファーミング、セルライト等不可）

⇒メーキャップ効果表現の範囲であれば可



### ◆ 「アンチエイジングケア」、「若さを取り戻すエイジングケア」、「老化防止」等の化粧品の効能を超えたエイジングケア表現は不可



# 違反事例（誇大広告） 2

※実際に違反となるか否かについては、広告内容を総合的に判断しますので、参考例として御使用ください。

➤ 医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品については、承認された効能効果を超える内容の広告は不可

## 医薬品、医薬部外品

- ◆ 別薬効の経口薬に対して、「新型コロナウイルスに効く」、「コロナ感染症への治療効果あり」等の承認されていない効能の広告は不可

⇒研究発表や経験から、承認されていない効能を広告してはならない。



- ◆ 別薬効の目薬に対して、「まつげの育毛効果」等の承認されていない効能の広告は不可



- ◆ 別薬効の塗薬に対して、「肌が白くなる」等の承認されていない効能の広告は不可



- ◆ 生活習慣病治療薬に対して、痩身効果等の承認されていない効能の広告は不可



## 医療機器

- ◆ 家庭用マッサージ器に対して、「頭痛が治る」、「腰痛が治る」等の承認・認証されていない効能の広告は不可



- ◆ 家庭用電位治療器に対して、「高血圧が治る」、「糖尿病が治る」等の承認・認証されていない効能の広告は不可



# 化粧品の効能 1

➤ 平成23年7月21日付け薬食発0721第1号厚生労働省医薬食品局長通知「化粧品の効能の範囲の改正について」で示された56項目の効能

## 頭皮・頭髮関連

- (1) 頭皮、毛髪を清浄にする。
- (2) 香りにより毛髪、頭皮の不快臭を抑える。
- (3) 頭皮、毛髪をすこやかに保つ。
- (4) 毛髪にはり、こしを与える。
- (5) 頭皮、毛髪にうるおいを与える。
- (6) 頭皮、毛髪のうるおいを保つ。
- (7) 毛髪をしなやかにする。
- (8) クシどおりをよくする。
- (9) 毛髪のつやを保つ。
- (10) 毛髪につやを与える。
- (11) フケ、カユミがとれる。
- (12) フケ、カユミを抑える。
- (13) 毛髪の水分、油分を補い保つ。
- (14) 裂毛、切毛、枝毛を防ぐ。
- (15) 髪型を整え、保持する。
- (16) 毛髪の帯電を防止する。



## 皮膚・肌関連

- (17) (汚れをおとすことにより) 皮膚を清浄にする。
- (18) (洗浄により) ニキビ、アセモを防ぐ(洗顔料)。
- (19) 肌を整える。
- (20) 肌のキメを整える。
- (21) 皮膚をすこやかに保つ。
- (22) 肌荒れを防ぐ。
- (23) 肌をひきしめる。
- (24) 皮膚にうるおいを与える。
- (25) 皮膚の水分、油分を補い保つ。
- (26) 皮膚の柔軟性を保つ。
- (27) 皮膚を保護する。
- (28) 皮膚の乾燥を防ぐ。
- (29) 肌を柔らげる。
- (30) 肌にはりを与える。
- (31) 肌にツヤを与える。
- (32) 肌を滑らかにする。
- (33) ひげを剃りやすくする。
- (34) ひげそり後の肌を整える。
- (35) あせもを防ぐ(打粉)。
- (36) 日やけを防ぐ。
- (37) 日やけによるシミ、ソバカスを防ぐ。



## 香水関連

- (38) 芳香を与える。



## 爪関連

- (39) 爪を保護する。
- (40) 爪をすこやかに保つ。
- (41) 爪にうるおいを与える。



# 化粧品の効能 2

➤ 平成23年7月21日付け薬食発0721第1号厚生労働省医薬食品局長通知「化粧品の効能の範囲の改正について」で示された56項目の効能

## 口唇関連

- (42) 口唇の荒れを防ぐ。
- (43) 口唇のキメを整える。
- (44) 口唇にうるおいを与える。
- (45) 口唇をすこやかにする。
- (46) 口唇を保護する。口唇の乾燥を防ぐ。
- (47) 口唇の乾燥によるカサツキを防ぐ。
- (48) 口唇を滑らかにする。



## 歯・口中関連

- (49) ムシ歯を防ぐ（使用時にブラッシングを行う歯みがき類）。
- (50) 歯を白くする（使用時にブラッシングを行う歯みがき類）。
- (51) 歯垢を除去する（使用時にブラッシングを行う歯みがき類）。
- (52) 口中を浄化する（歯みがき類）。
- (53) 口臭を防ぐ（歯みがき類）。
- (54) 歯のやにを取る（使用時にブラッシングを行う歯みがき類）。
- (55) 歯石の沈着を防ぐ（使用時にブラッシングを行う歯みがき類）。



## しわ関連

- (56) 乾燥による小ジワを目立たなくする。

